

公共工事標準請負契約約款第30条（不可抗力による損害）の改正

令和4年5月18日：中建審決定・勧告
令和5年4月1日：施行

建設産業は、災害時には、復旧工事等、最前線で地域の守り手としての役割が求められている。
災害が頻発化・激甚化する近年において、地域の建設企業が安心して災害復旧工事を受注することのできる環境を整え、災害復旧を円滑に進めるため、**2次災害による損害発生時の受注者負担をゼロとし、全額発注者負担に。**

改正前

- 民法の原則では、不可抗力による損害は全額受注者負担。
- 公共約款においては、民法の考え方を転換し、受注者が請負代金額の1/100を負担し、残りを発注者が負担する旨規定。

課題

- 災害復旧工事は2次災害など工事自体に一定のリスクが存在するが、緊急性が高く、リスクが高い中でも施工する必要。
 - 受注者は24時間体制での対応が求められることや、人材・資機材の確保が平時に比べ困難であることなどから負担が大きい。
- ⇒このような中、引き続き受注者に1%負担を求めた場合、災害復旧工事の受注意欲の減退を招きかねないだけでなく、「地域の守り手」としての建設業の存続にも支障をきたす可能性。
- 発注者側としても、災害復旧工事を受注しやすい環境の整備・建設業の持続可能性の確保が必要。



【災害復旧工事中に不可抗力により被災した事例】



災害復旧工事中に台風により被災し、重機の水没等が発生
(受注者負担額約660万円)



災害復旧工事中に豪雨により被災し、コンクリートブロックの崩壊等が発生
(受注者負担額約320万円)

改正内容

- 「**災害応急対策又は災害復旧に関する工事（※）**」中の**2次災害（不可抗力）による損害**については、受注者が善管注意義務を果たしていることを前提に、1/100の受注者負担を求めないこととする。

(※) 「災害応急対策又は災害復旧に関する工事」の具体的内容（対象工事として以下を想定）

- 災害復旧事業（関連事業等を含む。）の対象工事
- 発災直後の応急対策（災害協定に基づく契約又は指示により実施される工事や、維持管理契約内で指示を受けて対応する工事）